

都市計画法上の基準

- ・都市計画法第6条の2に規定する（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）
- ・都市計画法第7条の2第2項（都市再開発方針等）
- ・都市計画法第13条（都市計画基準）
- ・都市計画法第18条の2に規定する（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

その他法令の規定に基づく都市計画に関する基準

- ・再開発法第3条（第一種市街地再開発事業の施行区域）